

第三十一回国会 参議院商工委員会會議録第十四号

昭和三十四年三月三日(火曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君

委員

木島 虎蔵君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
堀本 宜實君
阿具根 登君
阿部 竹松君
栗山 良夫君
岸 良一君
豊田 雅孝君

國務大臣 通商産業大臣 高碕達之助君
政府委員 人事院事務総局給与局長 瀧本 忠男君
行政管理局長 岡部 史郎君
通商産業政務次官 中川 俊思君
通商産業局長 松尾泰一郎君
通商産業局長 松尾 金蔵君
通商産業局長 小出 榮一君
通商産業局長 今井 善衛君
通商産業局長 福井 政男君

特許庁長官 井上 尚一君
特許庁総務部長 伊藤 繁樹君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員 行政管理局 井之上理吉君
監査事務局 監査審議官

本日の会議に付した案件

- 特許法案(内閣提出)
- 特許法施行法案(内閣提出)
- 実用新案法案(内閣提出)
- 実用新案法施行法案(内閣提出)
- 意匠法案(内閣提出)
- 意匠法施行法案(内閣提出)
- 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 商標法案(内閣提出)
- 商標法施行法案(内閣提出)
- 特許法等の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出)
- 工場立地の調査等に關する法律案(内閣提出)
- 航空機工業振興法の二部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 石油資源開発株式会社法の二部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ブランド類輸出促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○輕機械の輸出の振興に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、特許法案は九件を一括して議題といたします。

これより本案の取扱ひについて協議をいたすため、懇談に入ります。

午前十一時三十分懇談会に移る

午後一時一分懇談会を終る

○委員長(田畑金光君) それでは懇談会を開じます。午後二時まで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時四十七分開会

○委員長(田畑金光君) これより委員会を再開いたします。

工場立地の調査等に關する法律案を議題といたします。

本案は、去る二月二十六日質疑が終局いたしましたので、これより本案の討論に入ることにより御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○栗山良夫君 私は、ただいま案件になつております工場立地の調査等に關する法律案に対して、一応賛成

をいたしたいと思ひます。一応という言葉を使ひましたのは、わが国の産業振興上マイナスになる法律案ではないと思ひますが、といつて、非常に有益な内容を持った法案であるとも考えられないために、そういう意味の表現を用いたのであります。

そこで、あとで若干意見を申し述べたいと思ひますが、さらに政府当局が、私がたゞいま意見として述べました点に深くおもんばかりをされまして、将来一段と工場立地の問題について積極的な施策をせられんことを期待して、付帯決議案を提案いたしたいと思ひのであります。同僚委員諸君の御賛成を得まして決議案が成立いたしますように、切にお願ひをいたしたいと思ひわけでありまして。案文を申し上げますと、

工場立地の調査等に關する法律案に対する附帯決議(案)

我國經濟における工業化の進展に鑑み、政府は、本法の施行と併せて、全国的視野に立つ工場立地適正化のための計画を樹立し、新工業地帯の開闢・造成を図るため一段と強力な施策を講ずると共に、企業の立地指導に當つては中小企業に對しても適切な配慮を加へ、立地の適正化を期するよう格段の努力をなすべきである。

こういふ決議案でございます。わが国の諸問題を考へてみます場合に、いろいろ考へ方がござりますが、国民の生活といふことから考へますといふと、やはり農業政策、産業政策とい

うような問題が生ずる問題としては中心になるのではないかと思ひます。で、農業政策の問題については食糧の自給度を高めていきます問題とか、あるいはわが国の人口の四割をこえる膨大な数が農村にあるといふことから考へましても、いかに重要であるかといふことは言を待たないのであります。しかし、ひるがえつて欧米各国に比較いたしますと、いわゆる文明国だと言つておりますわが国の国民生活の実態を考へますといふと、なおかつわれわれが努力をいたしまして、わが国の国民総生産と申しますか、国民総所得と申しますか、これを引き上げて、そして国民生活水準の向上をはかつていかねばならぬのであります。ところが、やはりこれこそ産業振興によ

る産業の発展に期待しなければならぬわけでありまして。ところが産業の発展といふことを考へますといふと、やはり工場といふことがすぐ頭に浮んで参ります。ただいまわが国におきましては東京、大阪、あるいは名古屋、北九州、こういふ特定の地区に相当大規模な工場地帯が造成をせられて、産業の骨格をなしておるのであります。しかしさらにわが国の經濟規模を二倍なり三倍なり、四倍なり將來發展させていくといふことでありますといふと、こういふ既存の工場地帯にさらに工場を集中せるといふことは不可能でもありましようし、また避けていかなければならぬことであります。そう

いたしますと、一方今後の工場には工業用水あるいは運輸、港湾その他いろいろな諸条件が整わなければなりませんが、とにかくにも新しい工場地帯を造成し、そこに工場地帯としてのいろいろな施設を作り上げていく、こういうことでなければならぬ。やほり国といたしましては、そういう方針というものを確定することがまず第一だと思ひます。そしてそのためにまあおそらく民間の個々の企業がそういう大きな仕事に取り組むことは至難であらうと思ひますから、国が政策として推進をしていかなければならぬと思ひます。そういう考え方からいたしますと、ただいま案件になつております法案というものは、今まで通産省が中心になつてやられました工場立地の調査事務というものを若干審議会を中心にして法制化されたというのにすぎないわけでありまして、最も重要である工場立地開発公団という構想があつたことは承知しておりますが、そのときは予算がつかないという理由で、今国会には提出になつておりません。従つて政府の意図せられておることがどの程度真剣性があるかということも、私もはまだ十分わからないのであります。従ひまして私としては、ただいま申し述べましたような主張の下に政府が十分な配慮を将来にわたつてせられんことを心から期待をいたしたいと思ひます。特にこの付帯決議案の立案に當りまして、中小企業の問題が論ぜられたのであります。ただいま中小企業が 대기업の圧迫あるいは資本力の劣弱、その他大企業と對抗し得ないいろいろな劣勢な状態にありましますために、四苦八苦しておるのは御承知の通りであります。そしてそのために政府を初め各政党においても中小企業の問題を口にしたしておりますが、なかなか今日まで政府の施策ではほんとうに中小企業を振興させるという効果を上げ得ない立場にありまします。分けても中小企業が企業意欲にかられまして新しい工場のためにその土地を求めていくというような場合には、なかなか大企業等と違ひまして異なつた困難がまたあるわけでありまします。従つてそういう工場立地の問題を処理せられる場合においても、中小企業に対してはより以上慎重な配慮、そして処置を加へて善処せられたいというものが、この決議案の中にも盛り込まれておるわけでありまします。

以上きかれて簡単であります。決議案の提案の趣旨に合せまして本法案に対する賛成の討論にかえたわけでありまします。

○小幡治和君 私も大體工場立地の法律については、委員会における質疑応答を通じて賛成いたす次第であります。が、今の栗山委員の付帯決議につきましても、この法律に盛つてある問題以上を受けて立つというか、工場から世話してくれと言われて世話するということ以上に、政府として全国的にこれを眺めて工場立地の総合計画というやうなものを立てて、そしてむしろ積極的に指導するという面も合せて考えていただきたいという趣旨と、それからもう一つは大工場だけを世話するのじゃなくして、やはり中小規模の中小工場というものが調査能力もなくてうろろろしている、こういう人たちに對して、こういう場所にくらういいところがあつて、こういういい条件もあるのだということを親切に一つお世話してあげていただきたいというふうな面も一つ希望いたしまして、この法律案に賛成いたしますとともに、この付帯決議にも賛成いたす次第であります。

○委員長(田畑金光君) 他に御発言はございませんか。なければ討論を終局し採決に入ります。

○賛成者挙手

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、先ほどの栗山君の討論中にありました付帯決議案を議題といたします。

栗山君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて栗山君提出の付帯決議は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成等は慣例により委員長に御一任を願ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいま工場立地の調査等に関する法律案は皆様の御熱意によりまして、本日可決されましたことをまことに感謝いたしております。同時に、これに對する付帯決議案につきましても、政府といたしましては十分御趣旨をそんたくいたしまして、これが実現に努めたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(田畑金光君) 次に、航空機工業振興法の一部を改正する法律案、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案及びプラント類輸出促進臨時措置法案を便宜一括して議題といたします。

これより提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(中川俊思君) 今回提出いたしました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

航空機工業振興法は、昭和三十三年五月に制定されましたが、この法律は、輸送用航空機等の國産化を促進するための措置を講ずることにより、航空機工業の振興をはかり、あわせて産業の技術の向上及び國際收支の改善に寄与することを目的としたものであることは、御承知の通りであります。

この法律施行以來、すでに一年近くを経過いたしました。この間、同法に基いて設置された航空機工業審議会において、中型輸送機國産化促進方策について調査審議した結果を参考とし、その具體的措置として、官民共同出資による特殊会社日本航空機製造株式會社を設立し、本會社を中型輸送機その他輸送用航空機の國産化促進のための中核体とすることを目的として、今回法律を改正しようとするものであります。

年度一億二千万円の政府補助金の交付を受けて、YS—11型の研究を進めて参つておりますが、このたび設立されようとしている会社は、この研究を實質的に引き継ぎ、YS—11型の設計、試作等を行い、試作機完成後はさらに、量産、販売を行うことといたしております。このための予算的裏づけといたしましては、昭和三十四年度においては、本會社に對する政府出資金三億圓、政府補助金六千万圓が計上される予定になつております。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一には、本法律により日本航空機製造株式會社を設立することとし、本會社は、輸送用航空機の設計、試作、製造その他輸送用航空機の國産化を促進するため必要な事業を行うことを目的とするものといたしました。

第二には、政府は、予算の範圍内で、本會社に對して出資することができるとし、その特殊会社としての性格を明らかにいたしました。

第三には、會社の社債發行について、その發行限度を商法に規定する制限の二倍まで認めることとし、また會社が成立後五年間に支出した輸送用航空機の設計、試作及び試験の費用を繰り延べ経理することを認めるとともに、成立後五年間は利益配当の制限をすることといたしました。

第四には、特殊会社としての性格上、會社の取締役の選任等の決議を通商産業大臣の認可にかからしめたほか、會社の財務等について所要の監督を行うことといたしました。

以上、本法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明申し上げます。

した。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

本日ここに、御審議を願います石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

第二十二国会におきまして石油資源開発株式会社法が制定され、同法に基き昭和三十年十二月石油資源開発株式会社が設立されたのでありますが、現在までに三年余りの年月を経過いたしました。この間、同社の採掘活動も着々進められ、その成果も次第に現われて参りました。

しかしながら、同社の資本金調達にもおのずから限度があり、しかも、この限られた資本金はあげて同社の採掘部門に投入されることになっておりますので、同社が採掘の結果発見いたしました油田の開発に必要な資金の調達には、もっぱら銀行融資その他の借入金に依存せざるを得ない実情にあります。が、現状では今後における開発資金の調達についての困難等が予想されるに至りました。

このような事態に対処いたしますために、同社の債務について政府が保証することができるよう措置する等の必要が生じたので、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律の改正点の第一は、先ほども若干触れましたが、石油資源開発株式会社の債務について、政府が保証をすることができるよう規定を新しく設けることである。なお、この点に關しましては、石油資源開発株式会社

法が制定されました第二十二国会におきまして、政府は債務保証について、必要に応じて可及的すみやかに所要の措置を講ずるよう付帯決議がなされております。第二は、石油資源開発株式会社の廃止であります。石油資源開発株式会社が、設立時に帝國石油株式会社から、一時に多くの採掘権を譲り受けることになったのであります。が、その際の評価を適正ならしめるため、臨時に石油資源開発株式会社が設けられたのであります。しかし、同審査会は、現在すでにその使命を終了いたしましたので、今回これを廃止することとした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

ただいま提案されました繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行繊維工業設備臨時措置法は、昭和三十一年六月に公布され、同年十月より施行されて今日に至っております。

御承知の通り、最近におけるわが国繊維産業は、国内経済の動向及び輸出不振の影響を受けまして需給の均衡を失ひ長期にわたって不況状態を呈し、一部を除いて高率の操業短縮を余儀なくされております。これは繊維産業のみならず、関連産業にも悪影響を与え、国民経済の広範囲に由々しい事態を招来してきております。

政府といたしましては、昨年八月に繊維不況打開のための重点施策につき

まして閣議決定を行い、鋭意これの実施に努力いたすとともに、また、十月以降業界人、学識経験者、労働者代表等よりなる繊維総合対策懇談会を設け、繊維産業の不況打開並びに長期的再建対策の樹立につきまして、総合的見地から種々審議を重ねて参りました。が、その審議の結果を尊重し、政府は、現行繊維工業設備臨時措置法の改正による化学繊維の製造設備の調整の必要を認め、その線に沿って検討をいたしました上ここに成案を得ましたので、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案として上程いたしますこととなつた次第であります。

本改正法案は、現在四、五割に及ぶ高率の操業短縮を継続している人絹糸、スフ糸の製造設備を登録制の対象に追加し、もつて輸出の過当競争の改善をはかり、あわせて操業率の向上による輸出価格の低減および安定を期待し、また、合成繊維につきましても同様の登録制を実施することにより、繊維製品全体の需給を調整しつつ、その計画的伸長をはかることにより他の繊維部門のごとき設備過剰状態と、これによる輸出秩序の混乱を防止しようとするものであります。

次に、改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、化学繊維製造設備の登録制の実施であります。

現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、精紡機及び織物幅出機について登録制が実施されておりますが、前述の理由によつて化学繊維の設備規制が必要でありますので、今回精紡機及び織物幅出機と同様に、化学繊維製造設備のうち主要な機械である紡糸機

を登録制の対象に追加しようとするものであります。

なお、既存設備は当然に登録をいたしますが、新規に登録につきましては、繊維工業設備審査会の意見を聴取して、目標年度の繊維製品の需給を参酌して、設備が不足である場合にはその不足設備について、設備の新規登録を認めていくものであります。

第二は、新規の登録の場合における処理設備の優先であります。

政府といたしましては、需給の調整をはかり、市況の安定を期するため現行法の規定により、過剰設備の格納等の指示をいたす予定であります。が、過剰設備の処理を円滑ならしめるため、政府の指示に基いて、廃棄、格納等により処理された繊維工業設備につきましては、新規の登録の場合に優先的に登録を認めようとするものであります。

第三は、仮登録事項の変更であります。

新規に登録を受ける際には、まず仮登録を受けなければなりません。が、現行繊維工業設備臨時措置法では、仮登録段階において、機械の種類、設置場所等の変更は認められないため実務上の支障をきたしておりますので、これらの変更も認めようとするものであります。

第四は、目標年度の変更であります。

現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、繊維工業設備の新増設を認め、あるいは過剰設備の処理をはかるための需給見通しの目標年度は、昭和三十五年度となつておりますが、計画的に設備調整をはかるためには、あ

る程度長期を見通す必要があり、特に、新たに設備調整の対象となります化学繊維につきましては計画的伸長が望まれますので、本法の目標年度を二年延長し昭和三十七年度に変更しようとするものであります。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

以上が改正の主要点であります。各案につきましては、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

な利益を生ずると予想されますので、引き続き特定物資輸入臨時措置法に基づいて輸入することが適当であると考えられるのであります。

また、これらの物資以外の物資につきましても、必要な際には、そのつと、政令により特定物資に指定し、よつて法の弾力的運用をはかりたい所存であります。

しかしながら、特定物資輸入臨時措置法は、三年間の限時法でありまして、昭和三十四年六月四日限りで失効することになっております。

従いまして、政府としてはこの際、特定物資輸入臨時措置法の有効期間を六年に改めて昭和三十四年度以降も存続させることとしたたく、ここに本法案を提案いたした次第であります。

以上が本法案の提案理由およびその概要であります。なにとぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願い申し上げます。

ただいま上程されましたプラント類輸出促進臨時措置法案についてその提案理由を説明いたします。

戦後における世界の貿易構造は東南アジアを初めとする低開発諸国の開発計画の進展に伴い、重化学工業品の輸出に重点が移りつつあることは、御承知の通りであります。このような情勢に即応して、今後わが国の貿易規模を拡大するために最も有力なものは、プラント類の輸出であると確信する次第であります。すなわちプラント類の輸出は、一件当りの契約規模が巨額であること、技術の輸出を伴うものとして、外貨手取率、附加価値率ともにきわめて高いこと、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果がきわめて大

きいこと等の理由から、その意義はきわめて重要であります。

このようなプラント輸出の重要性にかんがみ、政府は、すでに日本輸出入銀行による協調融資、輸出保険制度の運用、租税特別措置法による輸出所得の控除、延払条件の緩和等の措置を講じ、プラント輸出の促進に努力を傾注してきたのであります。

それにもかかわらず、わが国のプラント輸出の比率は米、英、西独等に比しなおきわめて低い現状であります。このようなプラント輸出不振の原因は、日本のコンサルティング体制が弱体であるため、相手側から過大な保証条件を要求される場合が多く、そのリスクのために契約をちゅうちよする例がきわめて多いこと、及び生産能力、性能等の保証と、これに伴う違約金の支払についての保証リスクを、コストの中に算入するため、国際競争上不利となる結果を招いていることによるものであります。

この法律案の骨子は、以上申し述べましたようなわが国のプラント輸出体制の根本的弱点を是正するため、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立せんとするものであります。

すなわち、輸出者が海外における工場等の建設、設備の輸出あるいはこれらについてのコンサルティングを行う場合、政府と保証損失補償契約を締結し、所定の補償料を国庫に納入することによつて、輸出者の負担すべき保証損失のうち、いわゆるコンサルティングの欠陥に基づく保証損失の一定割合を、政府が補償しようというものであります。

また、この制度の運営は、高度の技術を要しますので、業務の一部を適当な機関に委託し得ることとし、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期したい所存であります。

なお、本制度の実施に伴う予算措置をいたしましては、昭和三十四年度一般会計予算案におきまして、予算総則に、政府が保証損失補償契約を締結できる補償金額の総額の限度を六十億円と定めるとともに、支払補償金として百万円、業務委託費として百万円をとりあえず計上しております。これによつて昭和三十四年度におきましては、約四百億円に上るプラント類の輸出にかかる補償契約の締結が可能となる見込みであります。

本法案は、わが国のプラント輸出体制を急速に確立するため、一応四年間の限時法といたしております。

繰り返して申し上げますまでもなく、プラント類の輸出の伸長こそ、今後におけるわが国貿易規模拡大のかきであり、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(田畑金光君) ただいま説明のありました諸法案に対する質疑は後日に譲ります。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田畑金光君) 速記を始めます。

あります。これより本案の内容説明を求めます。

○政府委員(小出榮一君) それでは軽機械の輸出の振興に関する法律案につきまして、先般提案理由の御説明は申し上げたわけでございますが、さらにその内容につきまして、やや詳細に御説明を申し上げたいと思ひます。

この法律案は、要するに、いわゆる軽機械の輸出の振興をはかるというところがその終局的目的でございます。そこで、いわゆる軽機械というものの範囲でございしますが、これにつきましては、いろいろな定義があろうかと思ひますけれども、普通、機械を重機械、軽機械というふうに分かれました場合におきましては、一般的に軽機械といわれておりますものは、小型であり、かつ、軽量の機械でございまして、たとえばカメラとか双眼鏡、ミシン、時計、トランジスター・ラジオというふうな、その種類はきわめてたくさんあるわけでございます。そこで、これらのいわゆる軽機械というものの輸出振興を、この際強力に促進しなければならぬという一般的な情勢につきまして、まず御認識をお願いしたいと思ひます。

すなわち、御承知のよう、日本の輸出貿易の構造から申しまして、漸次日本の対外輸出の重点は、過去の、特に戦前等においては繊維中心でございましたけれども、漸次重化学工業品にその重点が置かれつつあります。鉄鋼あるいは鉄鋼製品、機械関係というふうなところに重点が移りつつありまして、将来の経済第二次五カ年計画の目標等におきましても、将来は機械の輸出ということに相当の重点を置かなければならないと

いう情勢になってきておるわけであります。そこで、この機械の輸出の中におきまして、特にこの軽機械類というものは、御承知の通り、現在非常に輸出品といたしまして重要でありますと同時に、またその輸出のホープといたしまして、現在その輸出の実績というものは着々上りつつあるものであります。たとえば資料として差し上げてあるかと思うのでありますが、ミシンにいたしましては、カメラにいたしましては、あるいは双眼鏡その他ラジオというふうな軽機械の輸出額は、昭和三十三年におきまして、ミシンが四千七百万ドル、望遠鏡が一千万ドルといふような状況でございまして、いわゆる軽機械輸出額全体を合計いたしますと、一億ドルに達するのであります。

機械輸出全体の中で、船舶の占める額は、これはもちろん一件当りの金額が大きいわけでございしますので、巨額でございしますが、その船舶を除きました全機械輸出の三割三〇%というものは軽機械の輸出に依存しておる。このようないふ状況であり、しかもそれが年々ますます増大する傾向にあります。

しかも輸出をいたします相手国、仕向国が、その重点が主としてアメリカを中心といたしまして先進国、ドル地域が多いのでございまして、従つて外貨収支の面におきまして、ドルの獲得という点におきまして、軽機械の果てております役割は、きわめて重要でございします。その軽機械の中で、ミシンと双眼鏡につきまして申し上げますれば、アメリカに対しましてはミシン、アメリカの方からみましての輸入でございしますが、これは日本から輸入する

従ひまして、そういうふうな、本来その品質の面におきましても、またコストの面におきましても、非常に強い競争力を持つております関係上、賢機械の輸出というものは、本来放つておいても非常に伸びるわけでございます。ところが、その実態を見ますというところ、確かに輸出額は相当に伸びております、輸出量も相当に伸長をいたしてはおりますけれども、実際に伸びてお

「委員長退席、理事處清君着席」

ミシンの場合といたしましたが、昭和二十三年には二十二ドル半で輸出していたもので、最近では十四ドルあるいはそれ以下というふうな状況でございます、わが国のこういう

来ならばもつともつとドルをかせぐことが出来るはずである。軽機械がもつと得べかりしドルを逆に失つてゐる、こゝういふふうな結果になつておりますが、こゝういふふうな事態になつておりますその原因でございます。原因はどゝういふところにあるかということを見

いう海外のマーケットの実態を把握することはほとんど不可能であり、また海外に対して日本の製品をそれ自体を十分に宣伝するところの道も開かれていないという状況でございます。従いまして結局中間におけるバイヤー等の買

そこで以下をそれぞれはどういうふうな内容によりましてこの輸出振興措置をとるかという点でございますが、これにねらいがあるのございまして、第一は登録制度、製造業者の登録制度を採用するということであり、第二は輸出振興事業を行いますために輸出振興事業協会という特別の法人を設立する、この二つが要するにこの法律の主眼でございます。

そこでまず第一にその第一の主眼でございします登録制度につきましまして、第二章の第三条以下の「登録」という項に書いてございします。これは要するに軽機械または軽機械部品の製造事業を行おうとする者はその製造事業

場ごとに通産大臣の登録を受けることができる、こういう趣旨の規定で、登録制度をしようということでございます。それではなぜこの軽機械の製造業につきまして登録制度が必要であるかということでございますが、品質の向上ということがその第一のねらいでございます。もちろん先ほども申し上げましたように、日本の商品は、日本人のこの技術的な特性から申しまして、品質的にはきわめて優秀ではございますけれども、しかし将来ますます国際競争が激化いたしまする中におきまして輸出を振興いたしまするためには、いやが上にも品質の向上を常に意図するにやる必要があるものでございまして、結局先ほど申しましたように中間のバイヤー等の買いたたきによりましてたたかれますと、結局安からう悪からうということに、品質を低下しなければコストを割るというぎりぎりまで追いつめられるおそれがあるのであります。従いましてどうしても品質の向上のためには不斷の努力を払う必要があるものであります。もちろん品質の向上のためには輸出品の検査制度というものがございますけれどもしかしこれは要するに不良品を排除し得るという程度の消極的な一つの手段でございます。積極的に品質を向上するということのために、やはり一定の品質の基準というものを設定いたしましたして、その基準に合致するような製造をなし得るものをもつて登録業者とし、そしてその基準を漸次高めて品質の向上に資していく、こういうふうにやっております。そういうような意味におきまして、最小限度の要件を一応定めまし

て、その登録基準に定められた、これは通産省令で定める予定でございますが、業界の実情に即するように十分配意をしながらその基準を設けまして、その基準に合うような業者を育成していくという趣旨が第一点でございます。

それからこういった品質向上のねらいが登録制度の第一のねらいでございますが、第二のねらいはこの登録制度によつて業界の安定をはかるということでございます。中小企業であると同時に、こういった軽機械類はいわゆるアセンブル、組立業でございます。部品はそれぞれ別に専門メーカーが製造いたしまして、これを組立てるということが主眼でございます。従つてほとんど設備らしい設備は必要としない。極端な場合におきましては、ドライバー一本あれば開業できるという簡単なものでございます。それに従つて非常に業者が乱立するおそれがございます。すでにまたさういう実績を持つておるわけでございます。当然に過当競争ということになるのであります。この過当競争を排除いたしたためには、もちろんすでに既存の制度といたしまして中小企業団体法という法律がございます。この法の運用によつて相当程度にその効果をあげ得るのでございますが、ただ最終的に新規の開業を抑制する、そして業界の安定をはかるという手段といたしましては、御承知のように中小企業団体法におきましては、設備制限命令という方法はございします。けれども、先ほど申し上げましたように、こういうセンブル業界におきましては設備を制限することは全然無意味でございます。

まして、設備そのものとしたしましてはほとんど設備らしいものはございせん。従つて中核になるような設備を抑え得ない。従つてこれにかわるべき措置といたしましては、やはり登録制度の運用によりまして、非常に業界の乱立、過当競争が極端な事態に立ち至りました場合におきましては、場合によりましては登録の停止という方法によりまして一時的にさういった新規開業を抑制するということのような措置をとり得る道を開いておこうというのがこの登録制度の第二のねらいであります。これがやはり業界の安定ということを終局の目標といたしております登録制度の第二のねらいでございます。

以上のごとき第二章の登録に関する問題でございます。具体的な登録基準その他の手続き等につきましても通産省令その他において定めるということがあります。また登録簿であるわけでありまして登録の交付とか、あるいは変更届出というより手続的な規定がそれぞれ条文に書いてあるわけでありす。

そこで次に、この軽機械輸出振興法案の第二の骨子でございます。輸出振興事業協会の問題でございます。これは第三章、二十四条以下にその規定が掲げてあるわけでありす。これは輸出振興事業協会という一つの法人をそれぞれ業界ごとに、と申しますのは、ミシンでありましたらミシン協会を全国に一つ、それから双眼鏡でございますれば双眼鏡の輸出振興事業協会というのを一つ、さういふ法人をそれぞれの業種別に設立をし事業を行うということがねらいでございます。そこで

それではその輸出振興事業協会というのはいかなる目的で何をするために作るかということでございます。これは先ほど申し上げておりますように輸出振興、輸出は確かに振興はいたしておりますけれども、その実態を見ますとさういふ、結局は零細企業を海外に對するPRあるいは海外に對する市場の調査、実態把握というよりな点においてその手段がございせん。従いましてさういふ輸出振興の目的に即応するための中核機関といたしまして新たにさういふ協会を設立し、そして業界が全部平等の負担のもとに、全体が一緒になりましてメーカー自身の製品の輸出の振興への対外的なつながりを持つというものがこの協会の目的でございます。従つてその協会の行います事業といたしましてはそれぞれ製品の振興に關する海外市場調査、宣伝あるいはアフター・サービス、品質向上に關する試験、研究、指導、さういふような事業でございます。そこでこの海外市場の調査、宣伝、アフター・サービス業務というより問題は、要するに海外市場における需要の動向、価格の状況を正確にかつ迅速に把握する。さうして日本の品物の実態を海外市場にほんとうの意味において認識せしめるということと同時に、輸出を済ませました商品につきましてそのアフター・サービスを十分徹底してやるということでありまして、これらはもちろん輸出業者といたしまして、さういふ活動を当然やるべきでございますけれども、しかし輸出業者の行います活動といたしましては、むしろ相手の輸入商社というものを対象といたしまして、これに對するマーケティングに主力を注がれております。ところが最近の貿易の実態といたしましては軽機械に限らずすべての製品の最終の需要者アメリカにおいて実際に消費いたします最終のユーザーといたしましての動向を把握しなければ、需要分野の開拓なりその需要にマッチした製品といたしましてはできないということでありまして、さういふ意味においてマーケティング活動をやつてもさういふことでございす。ところがそれにはやはり製造業者自身がさういふマーケティング活動をしなければ、商社までせでできないというものが実態でございます。ところがミシンなり双眼鏡の業界というのは、先ほど申し上げておりますように、非常に零細でありまして、自分自身のことでもマーケティングをするというところでは不可能でございます。そこでこれにかりまして一つの中核機関として業界全体が共同して一つの法人を設立し、それが業界にかかりましてさういふ活動を、スイスにおける時計会議所というふうな運営をしていきたいというところでございす。その業務につきましてはもちろん御承知の通り日本貿易振興会——ジェトロというふうなもの、あるいは輸出組合というふうなもの、あるいは輸出組合というふうなものはジェトロに委託してこれを行なつていこうということでございます。

それからこの協会の第二の事業でございます。これは試験研究あるいは指導業務といたしましては、今申しました海外に對するいろいろのPRの基礎といたしまして、それにマッチするよう品質のいいものを絶えず研究し、指導をしていくというための必要な研究機関を整備し、またそれに必要な資金の確保等のあつせんをするということでございます。さういふような事業が主眼でございます。そのほか当面考えられますものとして、そのほかには商標の保護であるとかあるいは外国の意匠、商標の盗用の防止であるとかいふような弊害を矯正するような事柄、それから場合によりましては、工業組合が現在できておりますが、その工業組合が協定によつて特定の買取り機関を経由して輸出をするというよりなことを定めまして場合には、その買取り機関としての機能をこの協会が果たすというよりなこともやり得るということを考えておるわけでありす。

さういふような目的をもちまして輸出振興事業協会を設立するわけでありす。協会はそれだけの活動をするための資金が必要でございます。これにつきましては負担金の徴収という制度を置いておるのであります。この負担金の徴収に關する規定は第四十九条にあるのでございす。これが要するに今申しましたような海外のマーケティング、品質の向上ということ、業界全体の共同の利益になることであり、また業界全体として要望されておることでございます。い、公正に、いかなる不公平でもない、資金を集めていくという態勢でございます。それが最も望ましいこととございす。が、そのための負担金の徴収というところを一定の基準によつて行うということとであります。これに對してはさらに

政府からもある程度、協会に対する補助金も予算的に措置いたして、来年度の予算要求の中に、ジェットの予算の中に特別のワックを設けまして、ミシン、双眼鏡の輸出振興事業協会のための補助金をそれぞれ一千万円計上しているわけでございます。

こういうようなことによりまして、協会の事業を行うわけでありまして、問題は協会の組織、運営の問題がさらにあるわけでございます。そこで協会の組織といたしましては、これは工業組合あるいは輸出組合というふうないわゆる団体ではございまして、一つの事業機能を営みます単独の法人でございまして、従ってそういうような意味におきまして一種の特殊法人として設立をいたしました。それは負担金の徴収を登録業者全部から取るというふうなこと、場合によっては一手買い取りという機能を営むというふうな意味におきまして、普通の団体あるいは従来の機関と異なつた機能を持つ特殊の機能法人という形をとりました。運営につきましてはさらにできるだけ民主的な運営をはかつていくというところで、運営の中心は、役員と総代会と評議員会、この三つが中核になつておりますが、総代会は軽機械の組み立て業者から選挙で選ばれて、そして負担金の使途の決定というふうなことを民主的に行う。評議員は会長指名の相談役という意味で広く学識経験者の中からこれを選ば、役員は実施機関になります。こういうふうな形をとつてい

のでございます。こういうふうな内容によりまして輸出振興事業協会を設立し、そして別表に定めてあります品目につきまして

は、輸出振興事業協会の活動によつてあるいは登録制度の実施によつて軽機械の輸出振興をはかるというところでございまして、とりあえず家庭用ミシンあるいは双眼鏡というところでございまして、もし同じような必要を生じました状態につきましては、さらに品目を追加することが出来るわけでございます。あるいは品目を削ることも出来るわけでございます。しかしこれはすべて法律改正をしなければできない、行政官庁で勝手にこれを政令の改正等によつてできないように、この法律において別表に特に規定したわけでございます。

以上がこの法律案の内容でございますが、この際あわせて衆議院におきまして修正せられました点につきまして、便宜から御報告をさせていただきます。衆議院におきまして修正と付帯決議がございまして、修正は実態的には付則の点でございまして、付則の条文の整理の点は別といたしまして、付則の第二条に「廃止」という規定がありまして、「この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。」という修正が行われました。

それからこれに関連いたしました付帯決議がつけられました。その全文を讀み上げます。

政府は、本法の立法の趣旨にかんがみその運営を民主的に行うとともに特に左の点に留意すべきである。

一、輸出振興事業協会に対し、その目的達成に必要な財政上、金融上特別の措置を講ずること。
二、登録の基準を定めるに際して

は、関係者の意見を充分尊重して決定すること。

三、本法の施行により、関係事業の従業員の整理、労働の強化と賃金の低下を来さないよう、嚴重に指導監督すること。

こういう付帯決議がつけました。この衆議院における修正と付帯決議が行われましたその経緯及びその理由、内容等につきまして簡単に御報告申し上げますが、衆議院におきまして審議の経過は、速記録等におきまして、十分御承知いただけると思つてございまして、このミシン、双眼鏡の業界の中で、双眼鏡につきまして業界の一部にこの法案に対する反対運動が昨年の暮れあたりから突然表面に出て参りました。それらの関係もございまして、業界の実態を十分に把握し、かつその業界の事情に合うような趣旨においていろいろ議論がかわされたのであります。その議論の最終的な結論としまして、主として指摘されました点は、軽機械の輸出振興のために現在このミシン、双眼鏡は業界におきましても中小企業団体法による工業組合あるいは輸出組合等があつて、それぞれその法律に基く調整活動を行なつております。数量の調整であるとか、あるいは価格の調整であるとか、あるいは販売方法の制限というふうなそういう一種のコントロール的な組合活動が行われておりますけれども、経済事業はまだ見るべきものは行なつておりません。ところが中小企業団体法が、中小企業安法から団体法に改正になつて、経済事業も調整事業とあわせて行なうという組織ができ

ており、しかも輸出振興事業協会が行う事業は大体工業組合の経済事業とも

言えるのじゃないか、従つてそういう経済事業をまず工業組合にやらせてみて、その上でどうしてもうまくいかなければ輸出振興事業協会というふうな特殊法人もやむを得ないのではないかと議論が、主としてそういう御意見が出たのでございます。しかしながらその間におきまして、いろいろ業界の実情その他各委員におかれまして御検討いただきました結果、結論といたしまして、業界の実態等から見まして、またその行います経済事業の内容等から見まして、既存の工業組合を十分に、そういうふうな意味におきまして育成訓練するには相当に時間を要する、従いまして、とりあえずまずこの輸出振興というのには非常に焦眉の急を要するものであり、先ほど最初に申し上げましたような対外輸出の実態というものは今日手を打たなければほとんど手おくれになるというふうな事態にまで差し迫つておりました。ミシン等におきましては、すでにアメリカ等におきまして関税等のいろいろな問題も起つております。従いまして早く手を打つ必要もあり、またその事業の性質等から見まして、まずこういう特殊法人を組織するということもやむを得ないだろう、しかしその間に既存の工業組合の育成指導を十分に行なつて、それがほんとうの意味において民主的に訓練され、業界がほんとうに安定的な方向に切りかえるようなことを含みといたしまして、とりあえず法律は五年以内に廃止する、こういうふうなことに意見が一致をみたわけでございます。これが修正の趣旨でございます。

それから付帯決議の趣旨は、申すまでもなく輸出振興事業協会というものを以上は、これに十分政府として財政、金融上の援助をしなければならぬ、これ自体も育成しなければならぬというものであります。それから第二は、登録制度については、一方的なことにならないように、十分業界の実態に即した形で登録基準を定めるというところ、それから第三は、こういう法律を施行するために、いろいろ事業の整理とか、あるいは労働者へのしわ寄せというところの起らないように十分指導監督するというところでございまして、いづれもその御趣旨におきましてはごもつともなことでございまして、その趣旨におきまして、政府といたしましてはお答えを申し上げたような次第でございます。

大へん急いで申し上げましておわかりにくかつたと思いますが、一応法案の内容と、衆議院における修正、付帯決議について申し上げます。

○理事(島清君) ちよつと速記をとめて。

○理事(島清君) ちよつと速記を起して。

○理事(島清君) ちよつとお尋ねをしたのですが、この軽機械の輸出振興法案の陳情を受けたのです。反対陳情がありました。全国双眼鏡懇話会という団体ですね、その業者の中立てかわかりませんが、その業者の全国双眼鏡懇話会という団体があるらしいのです。この団体のメンバーは全業者の中の何パーセントくらいに当たるのか、わかつていたらお知らせ願いたいと思つてい

○政府委員(小山第一君) 輸出及眼鏡懇話会というものがあつたのでござい

まするが、この懇話会の内容につきまして調査いたしましたところ、懇話会のメンバーは約四十社でございます。その全体としての社の数といましては約二百社でございますが、全生産に占めます率は、今の懇話会のメンバーの四十社は一割弱になる。言いかえすれば、調整ワークと申しまして数量統制をしておりますが、そのワークとして小さなワークを持っているメンバーの方々ばかりでございます。

懇話会のできましていきさつでございますが、先ほど衆議院における審議の過程におきまして、軽機械のこの法案に対する反対期成同盟というのが業界にできました。現在これが改組されましたその懇話会になったというふうな承わっております。で、当初はこの懇話会なり期成同盟というものは法案反対ということを中心としておりましたが、最近におきましては、むしろ中小企業団法によりまする生産制限方法の改革というところに主眼を置いて運動に変わつてきているように承わっております。

○理事(島清君) 本案に対する本日の質疑はこの程度をもって終了いたします。

○理事(島清君) 次に、特許法案ほか九件を一括して議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(島清君) 御異議ないものと認めます。

○理事(島清君) 特許庁の方へいろいろ資料要求しておるので、従つてきているものもあるし、きていないものもあります。きていない分について、特に

私が説明を求めた分について説明を願いたいと思つております。

その第一は、特許庁の環境設備の改善についての構想と、それからもう一つは、特許庁の審査のスピード・アップに対する具体的な構想ですね。

○委員(長田畑金光君) 速記をとめて。

○委員(長田畑金光君) 速記を起し。

○政府委員(井上尚一君) 先般、栗山委員から御要求のございました資料をお手元にお配り申しましたので、この資料に基づきまして要点だけここに御説明を申し上げたいと思つております。

まず、特許庁の審査審判促進の処理計画でございますが、「職員増員計画」と、こういう資料がございます。これの二ページはその結論でございます。その二ページをごらん願いたいと存じます。

が、今後の特許、実用新案、意匠、商標につきましても出願処理計画でございますが、ここに出席件数、三十四年度におきまして十七万六千二百九十九件、この処理件数、三十四年度の計画といたしまして十四万一千六百五十件、その未処理が二十九万二千二百六十八という数字がございます。結局三十四年度におきましては、出願件数の増加に比へまして人員の増加、審査の能力が不十分でございます結果、この未処理という欄にございますように大抵特許、実用新案につきましては二

年八カ月、意匠につきましては一年五カ月、商標につきましては十一月と、これは平均でございますが、そういう状況でございます。今般三十四年度予算といたしまして二十名の増員要求を目下国会に提出御審議を願つておるわけでございますが、審査官の定員といたしまして四百四十一名ということに相なります。この審査の迅速化をできるだけ早く達成したい。がしかならぬが、これまで長年の経験上一人の審査官が一年間に審査し得る能力というものはおのずから限界があり、また他方調査を要する文庫の範囲というものが技術の進歩に応じて刻々増加するといふ状況が他方にもございますので、そういう事情を勘案しまして、今後毎年増員を続けて参りまして、八年計画といたしまして、四十年一度に特許、実用新案につきましては一・二カ月、意匠につきましては三カ月、商標につきましては三カ月といふことで、出願から権利の設定を見るように、この目標を想定いたしましたわけでございます。そういうふうな目標を持つて参りますには、どうしても審査官定員という欄にございまして三十五年、三十六年、三十七年、毎年八十名ないし七十名というふうな年次別の増員計画もここにきめたわけでございます。ついでに申し上げますが、特許、実用新案につきましては一年二カ月といふのは、非常にまだ長いではないかと、かなりのおおききお持ちにならうかと存じますけれども、これは優先権主張制度というものが条約上ございまして、一國に出願しましたから一年以内に次の國に出願した場合に、その後に出願された國に対する出願

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

次に、審判処理計画でございますが、これも審査と同様に、一応八カ年計画といたしまして、三十四年度におきましては、審判、抗告審判が二年ないし三年二カ月を要しておるといふ実情を、四十一年には一年一カ月あるいは十一月にこれを短縮して参りたいという、そういう目標を想定いたしました。今後の増員計画をここに作つたわけでございます。こういうふうな結果、第一ページの増員計画の合計でございますが、審査官は、特許、実用新案関係が二百五十名、意匠関係が十名、審判官が十五名、それから書記といたしまして、審査関係二十五名、審判関係二十九名、その他は、出願、登録、公報、資料館等に三十一名、なお関連して合計三百七十五名。これに要します人件費が、五ページ目にございまして一億五千万円。増員に伴う必要経費が

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

次に、審判処理計画でございますが、これも審査と同様に、一応八カ年計画といたしまして、三十四年度におきましては、審判、抗告審判が二年ないし三年二カ月を要しておるといふ実情を、四十一年には一年一カ月あるいは十一月にこれを短縮して参りたいという、そういう目標を想定いたしました。今後の増員計画をここに作つたわけでございます。こういうふうな結果、第一ページの増員計画の合計でございますが、審査官は、特許、実用新案関係が二百五十名、意匠関係が十名、審判官が十五名、それから書記といたしまして、審査関係二十五名、審判関係二十九名、その他は、出願、登録、公報、資料館等に三十一名、なお関連して合計三百七十五名。これに要します人件費が、五ページ目にございまして一億五千万円。増員に伴う必要経費が

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

次に、審判処理計画でございますが、これも審査と同様に、一応八カ年計画といたしまして、三十四年度におきましては、審判、抗告審判が二年ないし三年二カ月を要しておるといふ実情を、四十一年には一年一カ月あるいは十一月にこれを短縮して参りたいという、そういう目標を想定いたしました。今後の増員計画をここに作つたわけでございます。こういうふうな結果、第一ページの増員計画の合計でございますが、審査官は、特許、実用新案関係が二百五十名、意匠関係が十名、審判官が十五名、それから書記といたしまして、審査関係二十五名、審判関係二十九名、その他は、出願、登録、公報、資料館等に三十一名、なお関連して合計三百七十五名。これに要します人件費が、五ページ目にございまして一億五千万円。増員に伴う必要経費が

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

次に、審判処理計画でございますが、これも審査と同様に、一応八カ年計画といたしまして、三十四年度におきましては、審判、抗告審判が二年ないし三年二カ月を要しておるといふ実情を、四十一年には一年一カ月あるいは十一月にこれを短縮して参りたいという、そういう目標を想定いたしました。今後の増員計画をここに作つたわけでございます。こういうふうな結果、第一ページの増員計画の合計でございますが、審査官は、特許、実用新案関係が二百五十名、意匠関係が十名、審判官が十五名、それから書記といたしまして、審査関係二十五名、審判関係二十九名、その他は、出願、登録、公報、資料館等に三十一名、なお関連して合計三百七十五名。これに要します人件費が、五ページ目にございまして一億五千万円。増員に伴う必要経費が

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

大体をそれくらいになる見込みでございます。以上が人員の増加計画でございます。

なお、これと並行しまして、特許庁の今の施設の整備改善を同時にぜひ講じたいと考えております。この関係の経費が一億二千二百万円。別の資料——特許庁施設整備等に要する経費というのがございますが、この内容は、庁舎施設整備費、それから審査審判事務管理の整備に要する経費としまして、審査資料用公報のカード化による審査事務処理方式の近代化、能率向上関係器具備品、あるいは環境整備に要する経費、そういうものをここに考えたわけでございます。この内容としましては、ここに列挙してございまして、事務処理の合理化能率化に要する経費——カード化等が中心でございます。それから包袋等重宝書類格納器具、あるいは審判廷の整備でございますとか、あるいは能率増進という見地からする面会室の整備でございますとか、あるいは資料の調査に必要な職員の間覧室——サーチャング・ルーム、そういう職員の間覧室の整備、そういうものをここに考えたわけでありま。なお、このほかに、公衆の便に供するためいろいろ資料館関係の設備改善に要する経費、研修所関係の施設の整備に要する経費、そういうものを合計した二億二千万円ぐらいになる、こういうふうな経費を予定いたしているわけでございます。なおこのほかに、英因公報の欠号分を購入しますに要する経費、そういう一時的な資料の購入費、これ

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

も、最初の國に出願した日に同時に出願があつたものとみなすという条約の規定がございまして、言いかえすれば、一年以内に権利の設定といふことに相なりました場合には、優先権主張を伴つた出願——外國人出願によりまして、一たん生まれた権利があとからひっくり返るというふうなことがあり得るわけでございます。特許権につきましてそういう事態を生じますことはかえつて混乱を来たすことになりましますので、各國とも、大抵審査制度をとつております國々では、審査の促進化の計画の場合におきましても、一年一カ月とか二カ月とか、そういう今申しました優先権の主張期間といふものを考慮に加えて審査の計画を作つていられるような実情でございます。

は四千三百万円程度が必要でござい
ますが、これは今申しました人的、物的
設備の増強に要する経費という中には
入っておりません。別の数字としてわ
れわれは考えているわけでございま
す。非常に簡単にございしますが、以上
をもって御説明を終わります。

○栗山良夫君 きょうは実は特許関係
四法の審議に際して、特許庁の行政能
力を増強して審査の促進をはかるの
はどうかと云うことについて、
通産、大蔵、人事院総裁、行管の長官
に列席を願って所信をただしたいと
思っておりますが、衆議院の本会議
の関係で私の期待通りにいかないこと
になりました。で、きょうは、各関係
庁の政府委員の方に列席を願っている
ので、実は同じことを二度お尋ねする
ことに結果においてはなると思いますが、
やむを得ませんので、政府委員か
らまずお尋ねをしたいと思ひます。

で、人事院、行政管理局の方は私の
質問の趣旨がよくわかっていただかな
いという御答弁もまた適切でなくな
るのじゃないかと思ひますので、ごく
簡単にその趣旨を申し上げます。

実は今度、この工業所有権法の改正
案を審議しているときに、少くとも他
の方も同感だろうとそんなたいした
お尋ねが、少くとも私個人は、特許
庁がどうしてこんな行政を今までやっ
てきたかという点について、非常に
疑問を持つに至りました。その一つは
特許庁の収入として諸料金を、要す
るに歳入です。歳入と、特許庁が毎年
使っている諸経費、いわゆる歳出と比
較いたしますと黒字になっているので
すね、現在、おそらく現業官庁ではな
いと思ひますが、現業官庁を除いて

こういう役所で、公務員の人事費まで
含めて黒字になっているという役所は
おそらくない、そういう意味では岸内
閣が技術革新を唱えて科学技術の振興
を叫んでいるにもかかわらず、その政策
は一貫性を欠いているのじゃないか、
もつと国民にこういふ創意工夫の推奨
についてはサービスすべきではないか
という点が第一であるわけでありま
す。従つて歳入が四億あつた場合に
は、歳出はもつともつとふやして特許
庁の拡充をすべきじゃないか、こうい
う素朴なる考えが一つ出てきました。
今のやり方は間違ひじゃないかとい
うこと。

それからもう一つは、特許庁の仕事
の方を僕らが見てみますと、昭和
和十年から十二、三年ごろに比較し
て、申請件数は倍になっている、ある
いは数量が倍になっている、そうし
て従事している公務員諸君はその当
時と同じです。従つて審査のスピード
が半減していることは常識的に当然で
す。現に半減している。従つて今国民の声
は、あるいは特許庁に対する非難は審
査がスロー・ムービーだということであ
らう、スピード・アップをしなければ
ならない。そこで一体どうしたならば、
この特許庁の行政能力といふものは拡
充できるか、こういうことをお伺いし
たい。役所の大体設備が非常に貧弱
だ。今ここで長官が一億二千二百二十
五万六千円ですか、これが要るとい
われましたが、私も実際に見てみて、
町工場の設計室のような雑然とした中
でああいう仕事を考へる。きわめて
貧弱だといふことを考へる。これは何
でも思ひ切つてやりかえなければなら
ない。通産大臣は特許庁を見ておられ

ますか、まだその感じ、その意見を聞
く機会がないわけですから、こう
いうことを思ひ切つてやらなければだ
めだろうと僕は考へるのです。

このことは直接今関係がありません
から、また別に何うとしまして、問
題は人員のことなんです。スピード
化をやるうすれば、人員をふやす以
外に道はない。特許庁も特許庁で私は
だらしないと思ひのは、今度私が資料
要求して初めてこういふような計画を
出されて果して計画的なものがあつた
かどうかといふことを疑わざるを得ぬ
ような状況です。昭和二十八年ごろか
らある程度人員の補充はついております
が、ふえたりふえなかつたりして、
審査のスピード化をするのに一貫的な
方針があつたか、なかつたのか。全然
さういふ方針はなかつたのじゃないか。
ただ何となくふやしたいといふこと
で努力をしてふやしてきた、こういう
ことにすぎないのではなからうか。特許
庁から海外の特許庁等を視察に大ぜいの
係官が行つておられますが、そのレポー
トの、概略をとりまとめたものを資料と
していただいて、私もそれを読んで
びつくりしているのは、非常に整然と
整つておると言われておる米國です
ら、審査促進八カ年計画といふものを
立てて、そしてあらゆる部面にわたつ
ての計画を推進しておるようです。
従つて、こういふ進んでおると言われ
ておる米國ですら、こういふ八カ年計画
を立ててやつておるのに、日本の特許
庁は一体何をやってるのだ、こうい
うことに疑わざるを得ないわけであ
るのかといふことが知りたいわけなん

です。行政管理局はこの間勧告されま
したが、まず最初に行政管理局が勧告
されたあれを見たのだけれども、そこ
まで突つ込んだ勧告にはなつていない
ように私は思ひます。どういふ観点から
勧告されたかといふことが第一点、
それから特許庁の長官に伺いたいのだ
が、何といつてもスピード化すること
は人員といふことがついて回ること
が、増員といふようなことについて、
こういふような計画を立てて、そして
今度関係方面と強力に折衝をされた
ことがあるかどうかといふこと、さう
いふことが一つ、それから折衝された
結果、どこがネックだつたかといふこ
と、人事院が言ひことを聞かなかつた
か、大蔵省が聞かなかつたのか、さう
いふ点を明白にしてもらいたい、こ
ういふことです。

○政府委員(井上尚一君) 先日お配り
申しました資料に特許行政促進措置要
綱といふのがあつたわけでございます
が、あれは三十一年八月に通産省議
をもつて決定したわけでございます。
私、特許庁長官としまして就任以来三
カ年余になるわけでございますが、最
近は毎年審査の処理計画といふもの
を、その特許行政促進措置要綱決定と
同時に作成しまして、そのときは五カ
年計画ぐらいもつて計画を作り、そ
して増員要求をいたしましたわけござ
いまして、さういふうちに毎年の特許
、實用新案、意匠、商標法を通じての出願
の件数及びこれの審査の実情、停滯な
いし未済件数の実情及び審査官の審査
能力、さういふものをファクターとい
たしまして審査処理計画を作り、そし
てできるだけ審査、審判期間の短縮、
迅速化をはかつて参つたつもりでござ

います。で、増員の実績は栗山委員御
指摘の通りに八十名、それから百名、
それから三十三年度は十二名、三十四
年度は二十名といふうちに、その年
の年によりまして増減のございませ
う。これはまことに遺憾でございます
が、三十三年度は十二名で甘んじました
のは、八十名、百名という増員が縮
減して、この際は数倍増加よりも質
的強化と申しますか、さういふことを考
へて、昨年春以来研修所を設け、その
審査官の実力の涵養、研修の徹底を
はかつて参つたわけでございます。従
来その増員の実績は以上の通りでござ
いますけれども、われわれの希望計画
の方から申しますと、これに比べて実
績ははるかに少かつたわけございま
すが、われわれとしましては、予算の
問題でございまして、大蔵当局に対
しましては、毎年われわれ事務当局は
かりでなく、大臣を通じてでもでき
るだけの折衝、交渉はいたしたわけ
でございますけれども、遺憾ながら今
までの実績は以上のようございませ
います。が、さういふ審査の処理計画
といふものは、従来から右に申し
ましたように随時必要において作つて参
りましたし、そしてその計画に基きま
して、増員要求をいたしてきた次第で
ございまして、これまでの古い処理計画
はその実績と計画とがどうしても食
ひ合いませんので、アップ・ツー・デ
イトなものでなくなる。さういふ関係で、
今般は先般栗山委員からの御指摘もあ
り、さういふ新規な処理計画を作つた
わけでございますが、従来の経過は以
上の通りであります。

○政府委員(岡部史郎君) ただいまの

お尋ねにつきまして簡単に申し上げま
す。栗山委員の質問の御趣旨につきま
しては、私も根本的に全く同意であ
りまして、この問題は私が就任いたし
まして以来、数年間真剣に考えてお
り、ごくざつぱらに申し上げます
と、二十七年程度におきましては七百
人以下の定員でございまして、そのとき
におきまして、ただいまお話のありま
したような持ち越し件数が多い、それ
から毎年の受付件数が激増してくる。
これにどう対処するかということの特
許庁としては検討いたしました結果、
一面においては定員が足りないこと
とは、これは明らかであるから、定員を
計画的に増加、また他面におきまして
は、何か制度的にこれを緩和する方法
というものが、いろいろな手があるは
ずだ。それについて十分検討してい
ただこうというのを考えて参つたわ
けであります。ざつぱらに申し上げま
すと、二十八年以来、明年度で七カ年
になると思いますが、この七カ
年間に定員は約五割増加しております。
この間にしばしば各省は行政整理
をこつておいておきまして、かなり無理
をしていただいております。しかも各
省は、他の行政機関はすべて減員を受
けておるのにかかわらず、この七年
間、不十分でございまして、特許庁は
毎年必ず審査、審判関係の職員の増加
をはかつておるわけでございます。

そしてさらにざつぱらに申し上げま
す。その当初私も、特許庁
と考へましたところで、大体特許庁の
心からの賛意を得たわけではございま
せんけれども、その当時の処理件数あ

るいは処理能力あるいは出願件数の傾
向から見て、戦前の状態を考へて、大体
千人程度になれば一応これを処理し得
る態勢が整うのではないかと、このこ
ろ、一応の目標にして考へております
ので、決して無計画にやつたというわ
けではないように考へております。た
だその後七年計画あるいは八年計画が
でき、予想外の出願の激増ぶりでもご
ざいますので、これに対する対策、見通
しというものをまた検討し直す余地は
ございますが、他面におきまして、こ
の審査官、審判官の能力の充実あるい
は手続の改善というよりなことも考へ
なければなりませんので、さらに研修
機関も特に昨年から設けるというよ
うなこともやり、また特許法の改正
もやるというよりなことで、われわれ
にいたしましては、特許行政の重要性
にかんがみまして、できるだけこれを
迅速に時代の要請に合うように努力し
つつ参つております。今後とも考へ
ております。

○栗山長夫君 大体同じ政府の仕事で
も、たとえば国鉄が切符売って満員だ
から汽車に乗せないということはでき
ないですね。これはもうおそろくでき
ないことだらうと思う。やはり列車を
ちゃんと増発して乗せなくちゃいけな
い。若干立ちこん坊をするけれども、一
応送り届けなければならぬ。ところが
が普通の役所の場合は、サボつておれ
ば上司から怒られるかもしれない、目
見えぬ懲罰をするかもしれないけれど
も、一応それで済んでいる。ところが
特許庁の仕事というものは、一件々々
料金を取っているでしよう。やはり審
査をする法律的な義務があるわけだ
す。しかも料金を取つて終始ベイスして

いるのですから、今関係者から非常に
痛烈な非難がきているのはこです。
よ。国家はサービスしてない。従つて
必要なる人員は大蔵省との折衝が成り
立つとか成り立たぬとか、そういうこ
とでなくて、国民の要望にこたえて、
それは内部の充実、組織の改善も必要
でしよう。必要でしようが、そういう
ものを引つくるめて、処理のスピード
アップを急速にやるといふ方針をきめ
て、それに断を下して実行に入るとい
うことではなくちやいけなんじゃない
ですか。私はそう思いますが、どうで
すか。先ほどの書類を見てみるとい
うと、申請件数より残つておる件数の方
が多くなつていります。これでは
何のために料金取つていりますのか。
そういう点で、行政管理局はどの間
告をされたことは非常によかつたと思
います。まだ少し足りない基本的な
点についての勧告の仕方としてはな
ぬるかたではないです。この
点はお認めになりますか。

○説明員(井之上理吉君) 私どもの今
度特許庁を監察いたしましたのは、特
許行政全般につきまして監察したので
ございせんので、特許の許可業務と
して世論がやかましいということ、
通産省、農林省、運輸省関係の監察し
たわけでございます。その一環といた
しまして、特許行政に対する許可が
どういう工合に行われているかという
方面から見ましたので、若干特許行政
全般をえぐるという点について、ある
いは不足している点があるかと思ひの
でございまして、私もその見ました点
から申し上げました。先ほどいろいろ
のお話がございましたが、出願件数よ
り処理件数の方が少ないという点にやは

り問題があると思うのでございまして。
私もその見ました点、新聞等でも
発表いたしました。勧告もいたしま
して、やはり長期にわたる、現在未処
理のものを何年間でどういう工合に処
理するかという、具体的な長期計画と
いうものを、特許庁としては、十分御
検討になつて樹立せらるべきである
という点を勧告の項目にあげてい
るのをいいます。いま一つは、事務管理
のより少し強化でございまして。これは
事務の測定をして、それによつて何人
の人間が省けるかということにつ
きましての事務測定というものは、きわめて
これは困難な問題でございまして、
若干その方面を強化したら、事務能
率が今より増進するであらうという
ことを私もその方では見ているので
ございまして。いま一つは、むだな出
願が非常に多いということござい
ます。これは国民大衆を相手にいた
します関係、また日本の弁理士制度
というものが必ずしもその特許の専
門家だけではないという点から、
ややとすると形式的な、若干内容の
不備なものがある、やはり出願す
る。出願した以上は、先願主義の特許
行政の建前から、特許法の建前から申
しまして、やはりそれは受理しなければ
ならぬ。受理したら、内容を審査し
てみると、なんでもないということ
で本人に訂正方を送らなければならぬ
い。それが東京の地元であつたら、簡
単に弁理士を呼んでできますが、東京
以外の所であつたら、やはり郵便等
の方法を講ずる以外にないということ
でございまして、そこに大きな問題が
あるのでございまして。出願者が、現に特
許権を持つているものに対する認識が

十分あり、また特許に対する科学知識
というものが十分あれば、その内容等
も、自分の願書が、すでに出ていて
ころの特許権との範囲において抵触
しているかということはわかるのでご
ざいまして、遺憾ながら出願者側
におきまして、相当その点に不足な
状態があるということでございます。
私もその監察いたしました結果を数字
で申し上げますと、そういうむだな出
願のために返した件数が、三十二年
におきまして、これは補充訂正指令と
いう言葉の特許庁では使つておられ
よりでございまして、約五万二千回
あるという回数ばかり事務能率を阻害
しているものと思ひのでござい
ます。この五万二千回が、若干でも特許庁の
指導あるいは国民の、出願者側の自覚
と申しますか、勉強と申しますか、そ
ういうことによつて、若干でも五万二
千回という数字を下回れば、それだけ
特許の審査能力というものが増強さ
るものと私は見ていますのでござい
ます。大体私も見ました点はその
うことでございますが、また何か御
質問等ございましたらばお答えいたし
ます。

○栗山長夫君 大体今度の監察の勧告
が語句が不十分だと思つていました
が、その監査せられた経過を伺つてみ
ると、いろいろと大体わかりました。で、問
題は二つあるのですが、今指摘された
第三点は私も同意ですけれども、これ
は何し法律でもつて国民に自由な権
利を与えている以上は、相手がそれだ
からといって今直ちにどうすることは
できない。これは特許庁の窓口まで来
る。そういう改むべき点は発明者ある

いは途中に介在する弁理士その他いろいろな人のやはりこれはPRをする以外にないでしょう。これは問題として私は預けていいと思います。それはいいと思う。しかしそれだけに依存していた場合には、法律で保障しているこの特許申請というものの対して、国家的義務を国民に果たしていくことはできないわけであり。そこであなたにお尋ねしたいのは、千人程度に増員すれば大体いけるのではないかと、これを前に考えたことがあるとおっしゃいましたが、要するに審査能力を上げるのは、公務員の質的な向上はもちろんだけれども、質的な向上と同時に、やつぱり人員というものが重要なファクターになるわけですからね。だからその人員について、ただいま長官が説明されたこの増員計画ですね、これは中にある程度数字も入っておりますが、これが一応この程度ならばいいから、だとかお考えになりますかどうでございますか。

○政府委員(岡部史郎君) この今後の増員計画につきましては、先ほど来お示しの事情につきまして私ども十分承知しておりますし、この事務の重要性につきまして、もちろんできるだけ優先的に考えなければならぬと思っておりますので、この計画を慎重に尊重するようにはいたしたいと思っております。

○栗山良夫君 私は何度も繰り返して申し上げました。先ほど汽車の例をとって申し上げましたが、もう切符は買っておくのです。これは乗せるでしよう。目的地まで運ばなければならぬ、そういうものですから。普通の一般役所の行政とはちよつと違ひです。従って行政管理局としては、今の

の人員の問題ですね、質的な問題は触れておられるようですが、特許庁としての人員の増員という言葉が悪ければ、何か適当な名前をつけていただければ、向かいまみせんけれども、行政能力をとにかく増強するというものについて、もう一度勧告を補完せられるということはできませんか。

○説明員(井之上理吉君) ただいまのお話、ごもっともなことと思つてございしますが、私どもといたしましては、現在の能力で合理的におやりになつたら相当進歩ではないか、ことに審査官各位が事務的な面を若干やつておられる向きもございしますので、そういう点は完全に事務屋にまかして、ほんとうの技術者たる審査官の方は審査能力の増強に努められたら、かなりの増強ができるのではないかと、このことを思つております。今の本年度の与えられた定員で、予算で完全にできるかどうかということにつきましては、私どもも相当これは困難な仕事とは思つてございしますが、特許庁も私どもの監察結果につきましては、非常に御熱心に御検討になつては、非常に御熱心なもので、相当な効果はあるものと私どもは信じている次第でござい

ます。

○栗山良夫君 そこが問題なんです。私は今、アメリカとイギリス、ドイツ等の数字をこの間資料をいたして、今ここに現当りませんけれども、申請件数とこれに關係している公務員との数を比較すると、日本がどれほど少ないのです。ですから、あなたはこの数でいけそうだとおっしゃるけれども、それは何を根據でいられるのか、私もわからない。それから、その

ういうことでなくて、今一番困つてゐるのは、あなたに件費の問題だと言いますが、かりにこれだけの数字をきめても、現在の国家公務員の採用方針では、有能な技術官は役所に来ないというところなんです。それをどうしようかというのを、これは非常に大きな問題としてディスカスしなければならぬという立場にあるのに、あなたが先ほどからあれだけ認めておられて、そして今またこういふふうになつて、どうだ、勧告を補完する用意はないかと言へば、この人員で何とかやれるのだということになるから、いつまでたつても、役所の仕事というものはうまくいかなければ、私はそう思うのです。そのほかのイデオロギーや、あるいはその他野党の政策の違いだとかいふようなことは、今式の水かけ論で済みます。これは予算委員会でも幾ら議論してみたって、いつも平行線ではないでしょうか。しかしこれでは私はいけないうです。しかしこれを先ほどから断つてゐるでしよう。そういう考えから、あなたの立場のあることは私は知つてゐるけれども、もう少し正直に誠実に答えてもらいたいと思ふのだな、僕は。

○説明員(井之上理吉君) 私どもの監察は一応まあ今度にはそんなような格好でございしますが、大体ははるく特許庁の相手官の出力を見まして、それを推進という言葉を使つておられますが、推進といふ言葉は、その結果第二段の方法を講ずるということをしていふのでございします。ただいまのお話の点につきましては、私どもも特許が出願し許可の方がおくれるというところは、ゆゆしきこれは問題だと思つてゐるの

でございします。大体審査官が数足りない。またなかなか補充しても、その優秀な人が来ないというところは聞いてゐるのでございします。しかし、特許も相当真剣に取組んでいらつしやいますから、相当向上するところでは、私どももまあ今のところ認めております。

○栗山良夫君 真剣に取組んでおるといつても、やはり一番問題なのは、公務員の補充だとか、中の機械化だとかいうことは、なかなか特許庁だけの力ではできない点があるように何つてゐるのです。それでまああなたの方の一言というのはいふん影響力を持つてゐるから、それでお尋ねしてゐるわけなんです。たとえば私はかりにあなた御存じかどうか知りませんが、かりに申しますと、特許の出願件数だけ、実用新案その他をのけまして、特許の出願件数だけで一九五七年の比較をすると、日本が九万七千七百七十七件、ドイツが九万六千六百七十一件、アメリカが七万五千二百一十一件、イギリスが三万九千七百三十三件、これに對して職員はどういうことになつてゐるかという、日本が九百三十三人、ドイツが千八百人、アメリカが二千三百人、イギリスが九百三十八人、これは役所の大きさから何から、全部、大体そういうふうについておられますが、この数字を見た場合、あなたの先ほどおっしゃつた、これでいけやうだといふ考え方は、常識的に僕ら理解できないんです。外人が非常に能率が悪いという前提なら知りません。しかし、これは、手先が器用だとか器用でないという問題でなくて、頭の問題です。頭の問題だから、日本人より

も欧米人の方が、こんなに頭が悪いわけはないでしょう。日本人もいいには違ひないけれども、欧米人の方が日本人よりこんなに劣つてゐるわけはないと思ふんです。そういう点から考えてみた場合には、やはりもう少し、ああいう重要な問題のときには、掘り下げ、そしてわれわれが何つてもなるほどと思ふような勧告を一つ出してもらいたいと思ふ。

それから、先ほどは、特許庁全般のことをやつたのではないとおっしゃいましたから、その点は私もわかりました。わかりますが、そういう前提に立つて、もう一度特許行政全体のことについて、再考慮を促したいということ、が、私どもの願いなんです。ですから、もう一度重ねて申し上げますが、やはり所要人員の増員ということについては、真剣な検討を加えなからぬと思ふ。こういうことについて、もう一ぺん、あなた方が私の意見に同調されるかどうか知らぬが、御意見を伺つておきたい、こういうことなんです。これは、事務員を若干技術員にしたらよくなるかならぬとか、そのワケの外の数字が相当あると思ふんです。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。先ほど来のお話の通り、定員の増加ということも、これは慎重に考へていく。しかし同時にいろいろな手続、制度、やり方の改善もあわせて、極力そちらの方もやつていく、こういう趣旨でございしますから、その点、一つ御了承をいただきます。思ひます。もちろんこの激増する出願件数に對しまして、現在の定員で間に合

は、

というようなことは考えておりませんので、必要な、適正な定員を確保するように努力したい、こう考えております。

○栗山良夫君 それでは次に、今度は人事院の方に伺いますが、お聞きのように定員の増加というものは、なかなか政府の方針でむずかしいわけですが、特許庁の課題については、どうもわれわれが説明を伺えば何うほど、何らかの手を打たなければならぬところがあるのです。その場合に、特許庁の仕事の一番中心をなしている技術官が、今の人事院のおやりになっておる公務員の世帯等のワケ内では、おそろく集まつてこないのじゃないか、この公務員採用方針では、そういうふうにならぬのは考えるのですが、あなたは、この問題について、どういう考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(瀬本忠男君) 現在、公務に技術職員を誘致することが非常にむずかしいというところは、御指摘の通りでございます。これは特許庁の特許審査の業務に従事される技術官のみならず、研究所等を通じまして、非常に現在、人が得にくいという事情がございます。われわれといたしましては、この問題は非常に重要でございますので、何とかいたさなければならぬというところを考へておるものであります。ただこの技術官あるいは研究官等を優遇いたします場合には、本俸でこれを考へるというようなことも一つの方法ではあるかと思ひますけれども、しかし本俸を操作するということは、これは退職給付等の基礎になる問題でもありますので、なかなか本俸を軽々

しく動かすというところは、これはよほど慎重にやらなければならぬのではなからうかと思つております。従いまして、何とか別途の方法によりまして、給与の改善をいたしたい。現にわれわれは、三十四年度予算がきまっています前に、研究官職等につきましてそういう優遇措置を講じたいというので、事務的にはいふん努力したのでございまして、これはまあ結果においてもうまくいかなかつたという問題がございまして、また、昨年の勧告におきまして、今回、政府側から提案になっております給与法におきましては、研究官職の初任給は、一般行政職に比しまして高い。一般行政職は千円、上級職試験に合格した者は千円上りでありまして、研究官職におきましては千二百円上りというようなことで勧告をいたし、それが政府側の案となつて出ております。それくらいのことではしうが、ないじやないかというお話があらうかと思ひますのであります。これはわれわれ人事院といたしましては、やはり公務員全体の給与の公平というところを考へなければならぬ。ただ諸給の点だけから見ますと、これは非常に技術官をとることがむずかしいというところはあらうかと思ひます。これは、公務員の各般のバランスをはかるというところ、給与上非常に必要でございますので、給与の両者をあわせて、現在考へておる——今後におきまして、研究官の処遇問題等には、人事院がまだ満足するような状態にございませぬので、今後とも十分努力して参りたいと思ひております。

○栗山良夫君 そうすると、あなたの説を伺つてみると、じや公務員全体の公平を期さなければならぬから、技術官の補充がだんだん減退していつてもやむを得ない、こういふことになりませんか。もしそういうことであれば、私は大へんだと思ひますがね。政府機関の中には、やはり優秀な技術官というものが、相当いなければ、国家行政は行えないですよ。その場合に、技術者というものは、どんな民間企業に流れてしまつて、役所へは来ない。しかし、来るようにするには、給与の公平化をはかるためにはやむを得ないというところで、できないということになれば、それはどういふことになるか。これはどういふふうに理解したらいいのですか。

○政府委員(瀬本忠男君) おつしやるような問題があるわけでございます。従いまして、今後われわれといたしましては、技術官あるいは研究官の処遇問題につきましては考へたいというところ、これは民間の給与調査等をやつてみまして、そうして、そこにおいて民間とのバランスというようなことも考へて参りたいというところで、いろいろ調査等も今後やるつもりでおるのでございまして、やはり御指摘のようにな、全体的に見まして、需給の観点のみから給与をきめるということとは、これはむずかしいのじやないか、これはやはり別途何か特別の政策というやうなことが出て参りませんか、やはり現在の給与法の範囲内におきましては、全体の公平をはかるという趣旨もございまして、なかなかむずかしい点があるんじゃないか。しかしその点につきましても、われわれは今後研究を重ねて参りたいと思ひます。

○栗山良夫君 いや、その考え方が所管大臣の考え方なら、私はそれで了承するけれども、あなたの方行政の実際の執行は、政府機関におかれる人の立場じやないかと思ひますがね。というものは、どの程度正確のものか私どももわかりませんけれども、私が持つておる諸外国の実態を見ますと、ドイツとフランスが技術官の補充にはそう難渋してないようですね。ところが一番難渋しているのはイギリスとアメリカであります。イギリスとアメリカは——日本の公務員制度というのはアメリカのシステムをまねたのですよ。まねたのだが、そのまねた御本家のアメリカにおいては、これはあなたの方々が御専門だから、研究済みだろうと思ひますが、研究されていなかつたの、私ここでこれを説きますが、特別の措置を講じているのですよ、アメリカは、イギリスもそうです。そういうこと御承知ですか。

○政府委員(瀬本忠男君) 今ごろになつております資料はあるいは事務的にわれわれの方から差し上げた資料かと存じますので、よく知つております。よく知つておりますが、アメリカ等におきまして特段の措置がとられておるのでございまして、現在日本の日本におきまして、それを直ちにアメリカの通りにやるといふことが適当であるかどうか、その辺に多少の問題もございまして、現在日本の体系といたしましては、技術官と事務官を区別しないという方針でわれわれはやつておるのであります。これは現在すでに課長以上のポジションについてお

れるような方につきましては、これは過去の積み上げがございまして、ので、事実勤続年数と申しますか、そういうことで給与を見ておられますと、場合によりましては事務官の職員の方が進んでおるといふような場合もございまして、けれども、人事院が公務員試験を始めてから後におきましては、その差別というものは割合ないのございまして、現在事務官と技術官とはなるべく差別しないという方針でわれわれは参りたいというところでやつておる次第であります。

○栗山良夫君 いや、それだからアメリカの方はやはり文官と技術官とちやんとクラスが分れておるので、そうして技術官の方の補充をちゃんとつくりやうに特別の措置を講じている。ところがイギリスの方は日本と同じように何も差がないようですね。差がなくてなかつた技術官の補充がむずかしいというので、号俸をうんと上げたらしいいろいろな操作をやつておるようですよ。だからあなたアメリカのシステムを日本はまねているのだが、その御本家のやり方をにわか採用するわけにはいかんとおつしやるが、イギリスのように全然そういう区別をしていないところでも、そういうことをやつておるというものは、これはおそろくあなたの方から出ているのだらうと思ひますけれども、御承知の上なんだ、あなた方は、そうしてなおかつそういう御答弁しかできないというのはどういふことでしょうか。

○政府委員(瀬本忠男君) われわれもいわゆる研究官職あるいは技術官の待遇をよくしたいというところで考へておるのでございまして、私が申

し上げたことがあまりに否定的に聞こえたら、ちよつと訂正したいと思ふのです。ただ公務員の給与をきめるときは、やはりあらゆる職種によります公務員の間の均衡をはかるという問題が別途ありますので、それと合せて考えなければならぬということをおまじつと申し上げたかつたのでありますが、その点が少し強調され過ぎたきらいがあるかと存じますが、今後におきまして、われわれはやはり研究職あるいは技術官の処遇の改善ということにつきましても十分考えたいと思つております。

なお、イギリスの例でございますが、これは余分のことかもしれません、イギリスではいわゆる行政管理職に属する者の給与は非常によろしいわけでございます。で、技術官をそこまできくことができるように、それとそろえることができるようにしたという事になつてゐるよう承知いたしております。

○栗山眞夫君 その人事院の仕事は給与の公平化をやられることも大きな任務かもしれませんが、官庁が必要とする人材を充足するという、その充足の仕事をするということがより以上に重要な仕事じゃないですか。給与の公平化をはかるということは私は必要だと思ひますが、思ひますけれども、それと同時に、あるいはそれ以上に重要なことは、諸官庁が必要とする国家行政の能力を維持するために必要な人材を適材適所に配置するということ、そういう仕事の方が重要じゃないですか。

○政府委員(堀本忠男君) おっしゃる通り、人事院にはそういう機能がござ

います、それは非常に重要なことだと考えております。

○栗山眞夫君 そつでしよう。

○政府委員(堀本忠男君) ええ。ただしかし、それと給与とを結びつけます場合には、それではわれわれは無手勝流にそれでは給与を考えればよろしいかという、そういうわけには参りませんので、やはり公務員法なり給与法なりによりまして、それでそこにきめてあります原則の範囲内に従つてきめるということになるのでございませう。そういう観点から申しますと、公平という観念あるいは民間の給与とのバランスをはかるというよりなものが出て参る、こういうことを申し上げた次第でございます。

○栗山眞夫君 そつすると、結論として、こつていふことですか。ただいま技術員が役所への就職をきらつて、民間へどんどん流れていく、これでは行政執行上工合が悪いので、民間等の給与あるいは待遇諸条件等を十分勘案しながら、民間の技術者の処遇と大体そろえるところまでそろえて、役所へ技術官が民間と同じように志望してくる、そつていふような環境をも人事院としては作つていきたい、こつていふふうに理解していいですか。

○政府委員(堀本忠男君) そつていふことを目標にやりたいといふふうに考えております。

○栗山眞夫君 それではいづれ人事院總裁にも私は機会があるときにお尋ねしたいと思ひますが、その点は總裁とよく一つ打ち合せをしておいていただきたいと思ひます。

それから行政管理局の方も、いづれ長官にお尋ねする機会があろうと思ひ

ますから、この点は一つよく部内で検討して、考えをまとめておかれるようお願いしたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 承知しました。

○栗山眞夫君 これであとは質問する人もないようですから。

○委員長(田畑金光君) 本日の委員会はこれで散会いたします。

午後五時九分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月七日)

一、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、プラント類輸出促進臨時措置法案(予備審査のための付託は一月三十一日)

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「五年間」を「六年間」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十四年三月七日印刷

昭和三十四年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局